

令和7年3月17日

入学予定者・保護者の皆様

県立横浜平沼高等学校
校長 小島 由美
PTA会長 深山 由希子

学校で加入している生徒・保護者対象の保険について

本校におきましては統合賠償責任保険（ビジサポ学校賠償プラン）およびPTA賠償責任保険、団体総合保障生徒費用保険（WIZ）学校指導協力者補償プランに加入し、生徒ならびに保護者の皆様の学校の施設や業務に起因する賠償事故または学校の管理下中の行為に起因する賠償事故を起こした場合の補償、保護者の皆様のけが等への補償に備えております。

なお、保険料はPTA会費より支出させていただいておりますので、ご了承いただけますようお願い申し上げます。

裏面にビジサポ学校賠償プランの概要と賠償事故例についての資料をご提示いたしますのでご参考ください。

掛け金

1 ビジサポ学校賠償プラン	生徒 1名当たり	約 430 円
2 PTA 賠償責任保険	1 団体	約 8,000 円
3 団体総合保障制度費用保険（WIZ）学校指導協力者補償プラン	1 団体	30,000 円

※本日の資料として同封しました、神奈川県立高等学校PTA連合会・団体総合生活保険（ハイスクール24）は任意加入のものです。

問合せ先

総務グループ 日野

電話 (045)313-9624

別紙ビジサポ学校賠償プランの概要

(正式名称：統合賠償責任保険)

1. 概要

「ビジサポ学校賠償プラン」は学校の施設や業務に起因する賠償事故または学校の管理下中の生徒の行為に起因する賠償事故等を補償します。

《基本補償》

学校の施設の使用・管理や教育業務の遂行に起因して、生徒・児童その他第三者にケガをさせたり第三者の物を壊した場合、学校（教職員を含みます）が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害を補償します。

さらに学校管理下中（※）の生徒・児童の個人行為によって、他の生徒・児童その他第三者に損害を与えた場合、これらの方が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害を補償します。

※学校管理下中とは、学校業務（教育活動、クラブ活動、学校行事、課外指導等の教育活動等）を学校または教職員が遂行している間、およびその業務の遂行や運営について指示・監督を行なうべき状態の下にあることをいいます。学校と学校業務が行われる場所の移動中、学校または学校業務が行われる場所と自宅との移動中が対象となります。

《見舞費用補償》

本来損害賠償責任が発生しない同一スポーツ中の事故についても身体・財物ともに
最高1事故10万円までの被害者見舞費用が支払われます。

2. 対象となる事故の例

〈個人行為事故〉

- 休み時間に生徒が自分の水筒を取ろうとしたところ、他の生徒の水筒を誤って床に落としてしまい破損させたもの。
- 生徒が職業体験の際、実習先のパソコンのコードに足をひっかけてしまい破損させてしまった。
- 〈被害者見舞費用〉
- 体育の授業中に蹴ったボールが顔面にあたり眼鏡を破損させたため、見舞金を支払った。



3. 補償金額（限度額）

基本補償（I 施設業務特約）	被害者見舞費用
1事故支払限度額 免責なし (対人対物共通)	身体の障害 1名につき 財物の損害等 1事故につき
1,000万円	10万円

※保険金をお支払いできない場合やお支払いできる保険金に限度額があります。詳細につきましては、学校総務グループへご照会ください。